

レッスン1 健康保険法／総則・保険者

重要度★★★★

サポート動画あり

攻略のポイント！

- 健康保険の実施主体には、主として中小企業が加入する「全国健康保険協会」と主として大企業が加入する「健康保険組合」がある。

1. 趣旨・目的（法1条）

労働者またはその被扶養者の**業務災害**（労災保険法7条1項1号で規定）**以外**の**疾病、負傷もしくは死亡または出産**およびその被扶養者の**疾病、負傷、死亡または出産**に関して保険給付を行う。なお、通勤災害による**疾病、負傷、死亡**については、理論的には健康保険の給付の対象となるが、労災保険法、国家公務員災害補償法等の規定で、これらに相当する給付を受けることができる場合、健康保険からは給付しないと規定されている。

2. 保険者

健康保険事業を運営するために被保険者を記録管理し、保険料を徴収し、保険給付を行う経営主体を**保険者**という。

(1) 全国健康保険協会（法5条、法7条の2ほか）

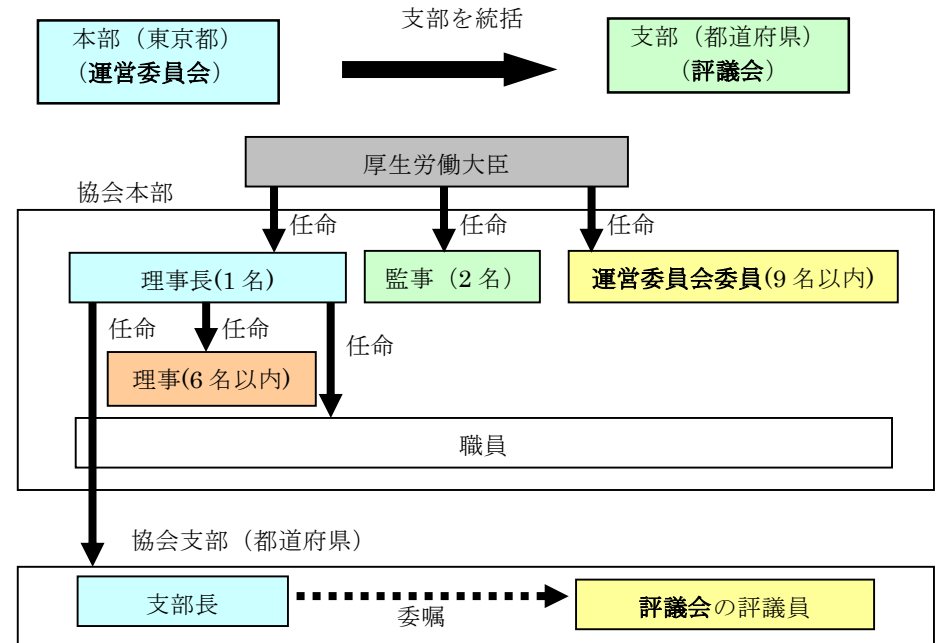
健康保険組合の組合員以外の被保険者の保険を管掌するが、一定の業務は**厚生労働大臣**（委任により**日本年金機構**）が行う。

①業務

全国健康保険協会が行う業務	厚生労働大臣が行う業務
a. 保険給付	a. 被保険者資格取得・喪失の確認
b. 保健事業・福祉事業に関する業務	b. 標準報酬月額および標準賞与額の決定
c. 協会が管掌する健康保険事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの	c. 保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く）
d. 日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの	d. 上記 a～c に附帯する業務
e. 事業主に対する立入検査等に係る厚生労働大臣の命令ならびに質問および検査の権限（健康保険組合に係る場合は除き、また、保険給付に係る	e. 日雇特例被保険者手帳交付、日雇特例被保険者にかかる保険料の徴収および日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務 など

ものに限る)	
f. 上記 a～e に掲げる業務の附帯業務	
g. 船員保険事業に関する業務、前期高齢者納付金等および後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する業務	

②協会の運営



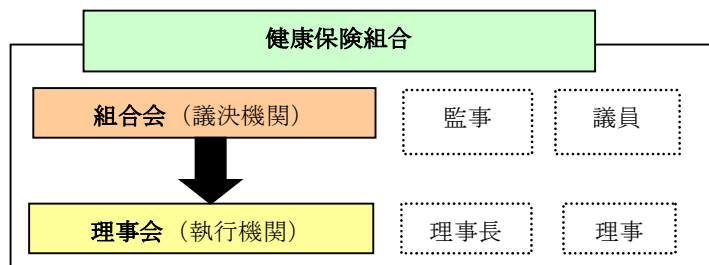
- 協会は定款を定めなければならない。
- 協会役員任期は3年で、政府または地方公共団体の職員は役員になれない。
- その他

事業計画等の認可	毎事業年度、事業年度開始前に厚生労働大臣の認可
決算	翌事業年度の5月31日までに完結、決算完結後2月以内に厚生労働大臣に提出・承認
重要な財産の処分	厚生労働大臣の認可

(2) 健康保険組合（法8条ほか）

健康保険組合は、**事業主、被保険者、任意継続被保険者**をもって組織される。

①健康保険組合の運営



※議員には「互選議員」と「選定議員」が、理事には「互選理事」と「選定理事」がいる。

※監事は、理事または健康保険組合の職員を兼ねることはできない。また、監事は、健康保険組合を組織する事業主が選定した議員から一人、健康保険組合を組織する組合員が互選した議員から一人選出される。

②設立および規約

区 分		要 件
任意 設 立	単一組合	1 または 2 以上の適用事業所について、常時 700 人以上の被保険者を使用する事業主は設立可能。
	総合組合	適用事業所の事業主は、合算して常時 3,000 人以上の被保険者を使用する場合、共同して設立可能。
強制設立		1 または 2 以上の適用事業所について、常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対して、厚生労働大臣が設立を命じることが可能。

組合の設立には、被保険者の **2 分の 1 以上の同意** を得て規約を作成し、**厚生労働大臣の認可** を受けなければならない。2 以上の適用事業所について健康保険組合を設立する場合、事業所毎に 2 分の 1 以上の同意が必要である。

③予算、財産処分、報告書提出

- ・組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、年度開始前に**厚生労働大臣に届け出**なければならない。
- ・組合は重要な財産を処分しようとする時は**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。
- ・毎年度終了後 6 カ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

④合併、分割、解散等

	要 件
合 併 分 割	組合会において組合会議員定数の 4 分の 3 以上 の多数により決議し、厚生労働大臣の認可
増 減	増減の対象となる適用事業所の事業主の全部およびその適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上 の同意
解 散	組合会議員定数の 4 分の 3 以上 の多数により決議し厚生労働大臣の認可、事業継続不能、厚生労働大臣の解散命令

※健康保険組合の健全化

収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの（**指定健康保険組合**）は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画（健全化計画（**3 カ年**））を定め、厚生労働大臣の承認を得なければならない。また、事業もしくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

ココもチェック！

■健康保険制度の理念

医療保険制度の基本をなすものであることに鑑み、**高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等**に対応し、健康保険法以外の医療保険制度および後期高齢者医療制度等と併せて、その在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づいて、**医療保険の運営効率化、給付内容及び費用負担の適正化**ならび**医療の質の向上**を総合的に図りつつ、実施されるべきである。

■保険者の選択

労働者が、同時に 2 以上の事業所に使用される場合（事業所がそれぞれ異なる健康保険組合に属している場合、一方の事業所が健康保険組合でもう一方の事業所が全国健康保険協会に属している場合、使用される事業所がともに全国健康保険協会でも異なる都道府県にある場合）は、**その者が選択した保険者**によって保険関係が管掌される。その場合、健康保険組合を選択する場合を除き、2 以上の事業所にかかる日本年金機構の業務が 2 以上の年金事務所に分掌されているとき、被保険者は年金事務所を選択しなければならない。（10 日以内に届出書を厚生労働大臣に提出）例）

労働者が同時に雇用される A 事業所、B 事業所があり、A 事業所が協会に加入、B 事業所が健康保険組合に加入している場合

全国健康保険協会を選択する場合 → 厚生労働大臣に提出
健康保険組合を選択する場合 → 健康保険組合に提出